

第 3 回 利尻富士町教育委員会（ 会）会議録

| | | | |
|------------------------------|--|-------------|----------------|
| 会議招集年月日 | 令和 7年 3月25日 (火曜日) | | |
| 会議招集の場所 | 利尻富士町役場 | | |
| 開会・閉会の日 時 | 開 会 | 令和7年 3月25日 | 午後 14時55分 |
| | 閉 会 | 令和7年 3月25日 | 午後 15時55分 |
| 出席・欠席委員 出席 4名 欠席 名 | 氏 名 | 出欠 | 氏 名 |
| | 教育長 吉田 秀昭 職務代理者 佐藤 吉郎 委 員 寺島 信宏 | 出 欠 出 | 委 員 成田 明美 出 |
| 会議録署名委員 | 原 本 署 名 済 | | |
| 会議録 作成者 | 企画管理係長 | 川端 ひめ | |
| 委員の他に議場に出席した者の氏名 | 教育次長 | 山谷 文人 | |
| | 企画管理係長 | | |
| | | | |
| | | | |
| 議 事 日 程 | 1日限り | | |
| 会議に付した議 案 | <p>議案第6号 利尻富士町立学校職員の新型コロナウイルス感染症対策における在宅勤務実施要領の廃止について</p> <p>議案第7号 利尻富士町立学校職員の在宅勤務実施要領について</p> <p>議案第8号 利尻高等学校入学者学習用端末購入費助成事業実施要綱について</p> <p>議案第9号 利尻富士町地域クラブ活動事業実施要綱について</p> <p>議案第10号 学校職員の任免について</p> <p>その他 第4回教育委員会、教職員着任式（辞令交付式）について 令和7年度入学式について</p> | | |

| | |
|-------|---|
| 会議の結果 | 議案第 6号 原案可決 議案第 7号 原案可決 議案第 8号 原案可決 議案第 9号 原案可決 議案第10号 原案可決 |
|-------|---|

第3回 利尻富士町教育委員会議事内容

令和7年3月25日（火）開催

| | |
|----------------|---|
| 教育長 | 14時55分開会を宣言し議事に入る |
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指定 寺島委員を指定 |
| 日程第 2 | 会期の決定 3月25日 本日1日限りとする |
| 日程第 3 | 令和7年第2回利尻富士町教育委員会会議録の承認について承認される |
| 日程第 4 次長説明 | 報告事項 別添資料により説明報告 |
| 日程第 5 次長説明 | 議案第6号 利尻富士町立学校職員の新型コロナウイルス感染症対策における在宅勤務実施要領の廃止について 異議なし・・・・・・・・原案可決 |
| 日程第 6 次長説明 | 議案第7号 利尻富士町立学校職員の在宅勤務実施要領について 異議なし・・・・・・・・原案可決 |
| 日程第 7 次長説明 | 議案第8号 利尻高等学校入学者学習用端末購入費助成事業実施要綱について 異議なし・・・・・・・・原案可決 |
| 日程第 8 次長説明 | 議案第9号 利尻富士町地域クラブ活動事業実施要綱について 異議なし・・・・・・・・原案可決 |
| 日程第 9 次長説明 | 議案第10号 学校職員の任免について 異議なし・・・・・・・・原案可決 |
| 日程第 10 次長説明 | その他 ・第4回教育委員会、教職員着任式（辞令交付）について ・令和7年度入学式について |

| | |
|-----|---|
| 教育長 | <p>みなさん、こんにちは。先週17日の総合教育会議、教育懇談会の出席ありがとうございます。町長や校長方と様々な交流ができたかというふうに思っております。</p> |
| | <p>本日議案にもありますが、教職員の人事が昨日から報道解禁されて転出転入合わせて24名の教職員が入替になります。それとまた欠員でありました教育委員に新たに鴛泊字栄町の廣澤恵美氏が先日の協議会で承認されました。任期は4月1日からとなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| | <p>それでは、これより令和7年第3回教育委員会を開会します。佐藤委員が欠席となっておりますが、会議は成立し、本日の議件は、お手元配布のとおりとなっております。</p> |
| | <p>日程1～3について、ご意見ありますでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>ありません。</p> |
| 教育長 | <p>続いて、日程第4、報告事項を事務局より報告願います。</p> |
| 次長 | <p>(報告事項省略)</p> |
| 教育長 | <p>日程第5、議案第6号、利尻富士町立学校職員の新型コロナウイルス感染症対策における在宅勤務実施要領の廃止についてを議題とします。</p> |
| 次長 | <p>日程第5、議案第6号について説明します。コロナ禍において、学校の先生が在宅で勤務できるよう制定したのですが、次の第7号で詳しく説明しますが、新たに在宅勤務実施要領を制定することから、新型コロナウイルス感染症対策においては廃止という形をとりたいと思っております。簡単ですが終わります。</p> |
| 教育長 | <p>次長から説明がありましたが、質疑等ありますでしょうか。質疑がないようですので、本案を承認してよろしいですか。</p> |
| 委員 | <p>はい、ありません。</p> |
| 教育長 | <p>日程第6、議案第7号、利尻富士町立学校職員の在宅勤務実施要領についてを議題とします。</p> |
| 次長 | <p>日程第6、議案第7号について説明します。先程の新型コロナウイルス感染症対策から変わるものです。要点をまとめたものが資料2ページです。制定の趣旨ですが、これまで新型コロナウイルス感染症対策として実施してきた道立学校職員の在宅勤務について、道立学校職員の在宅勤務実施要領の趣旨を踏まえ、新たに在宅勤務実施要領を策定し、職員の希望に応じ在宅勤務を可能とするとともに、基本的な考えや事務手続きを定めたものです。長期休業期間において、学校における勤務と相当の職務を、学校の公務運営上の支障がない限り、職員の希望に応じて校長の命令で実施することができるということになります。その場所が、自宅あるいは配偶者または祖父母など二親等以内の住居での実施が可能としています。実施日数については、連続5日まで、校長が認める場合は、延長することができます。</p> <p>実施の申請については、職員から在宅勤務申請簿兼命令簿により申請があった場合は、校長から在宅勤務を命令することができます。例外的な取り扱いとして、感染症拡大防止、災害や</p> |

| | |
|-----------|--|
| | <p>気象警報等による道路の一部通行止めで出勤が困難な場合や、妊娠中の職員の健康管理など特別な場合は校長が在宅勤務を命令することができるとしています。勤務時間については学校管理規則に定める勤務時間となります。勤怠管理については、業務の開始・終了を電話または電子メールで校長に報告することとしています。</p> <p>個人情報の取扱いですが、個人情報等を含む業務を行う場合、家族を含め第三者に業務の情報が漏えいしないよう注意をし、必要最低限の文書を自宅に持ち帰ることができるが、紛失がないよう適正に管理し出勤日に学校に返却することになります。テレワーク勤務の場合は、オンライン授業等で端末の持ち出し等も含めて、校長の許可を得て定める事項を厳守することになってます。公務用端末は、授業に関係のない学校の調査や成績をつけたり、いわゆるノートパソコン等です。指導者端末は、子供たちが持っているタブレットと同等で、自宅でWi-Fiなど通信機器に接続して業務を処理することができる。こちらについては、オンライン授業等もあるので認めています。公務用端末は認めていません。</p> <p>セキュリティの確保ですが、当然確保に努めますが、万が一何か事故や障害がおきたときは、速やかに校長から報告書を提出することとしております。簡単ですが以上です。</p> <p>今までは新型コロナウイルス感染症対策のために在宅勤務があったものが、長期休暇の時でも申請すれば可能ということですか。</p> |
| 成田委員 | |
| 次長 教育長 | はい、そうです。 |
| 委員 教育長 | ほか質疑等ありますでしょうか。質疑がないようですので、本案を承認してよろしいですか。 |
| 次長 | はい、ありません |
| | 日程第7、議案第8号、利尻高等学校入学者学習用端末購入費助成事業実施要綱についてを議題とします。 |
| | 日程第7、議案第8号について説明します。道立高校で使用する学習用端末、いわゆるタブレットですが、BYODとい |
| | まして生徒が自分の持つ端末を持参して授業を受けるかたちとなることに伴いまして、利尻高校に入学する際に必要となる端末を購入する場合は購入費の一部を助成することで、保護者の経済的負担の軽減と利尻高校入学への勧奨を図るものです。利尻町においても同様の対応を進めております。助成額ですが生徒1人に対して55千円上限額としております。例えば、100千円のタブレットを買った場合は55千円ですし、40千円のものを購入した場合は40千円が上限となります。 |
| | 手続きの流れとして、入学式にチラシとともに申請書を配布して、高校でとりまとめた申請書をもとに、助成金の交付決定後、教育委員会より通知し、申請者が提出した請求書に基づき指定口座へ振り込むこととなります。助成対象となる端末の購入期間は、中学卒業年の3月から9月までとしています。 |
| | 以前、令和2年に80台、両町で整備していますが、こちら |

